

第 21 号議案

国立市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の
一部を改正するものである。

国立市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例案

国立市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月国立
市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。